

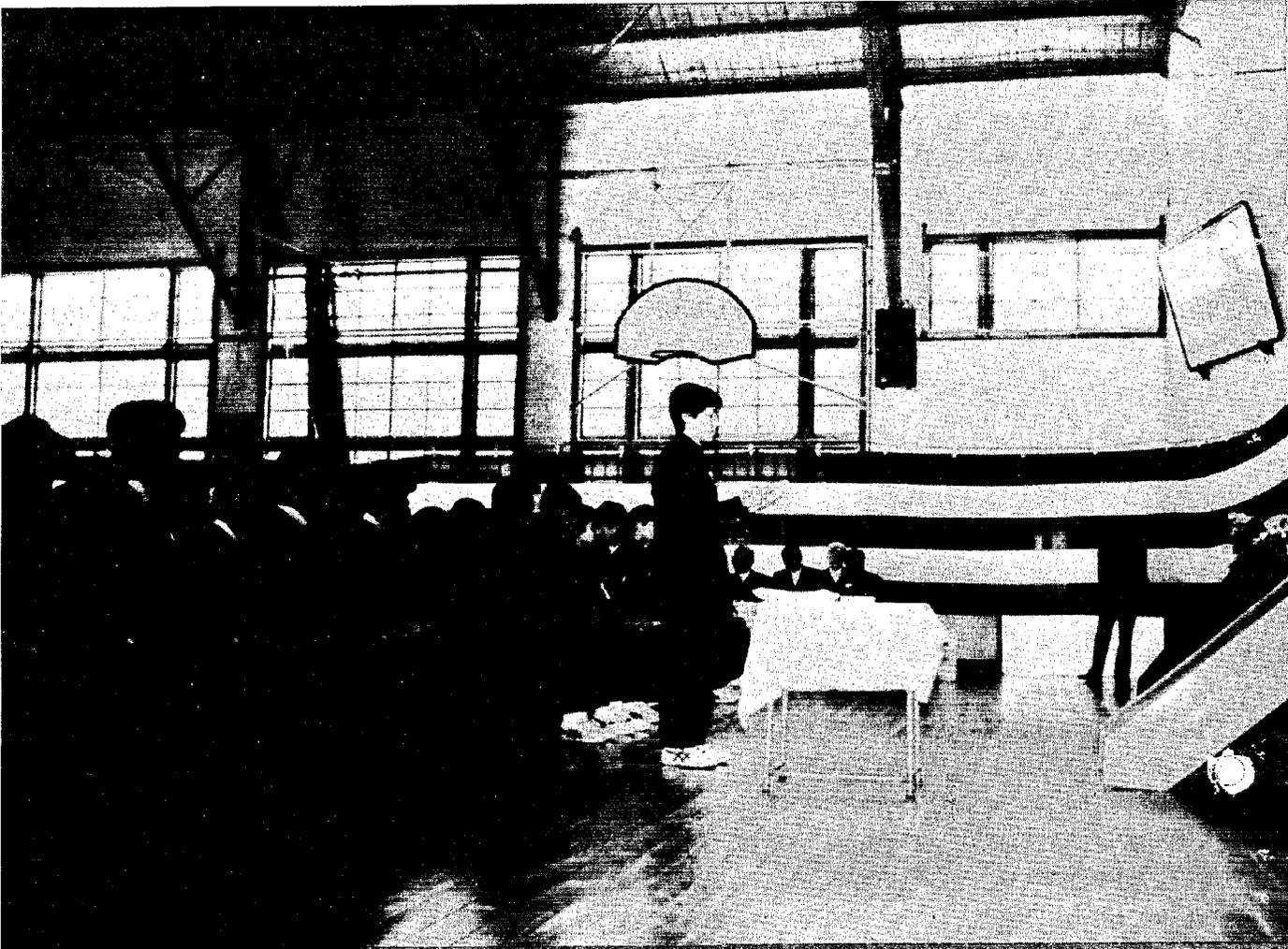
にしかわ

広報

1986
3/25

第401号

□発行 / 新潟県西蒲原郡西川町役場 □編集 / 総務課 □毎月10日・25日発行



おもな内容

歌声の建築中の中学校舎に	2
4月1日から証明手数料が改正されます	3
県知事選挙 4月20日	3
ふれあい	8
公民館情報	9
町民のうごき	10

学び舎をあとに (西川中卒業式)

総人口11,349(+5) 男5,452(+0) 女5,897(+5) 世帯数2,641(+3) 2月末現在 ()内は前月比

▼別表

件名	手数料	備考
住民票	1枚について 300円	今までは1枚について200円
1人のもの	1枚について 300円	
世帯全員のもの	1枚について 100円	
身分証明	1枚について 300円	
印鑑登録証再交付	1件について 300円	今までは無料
土地・建物に関する証明	1件について 300円	今までは1件について200円
住民票記載事項証明	1件について 200円	
戸籍謄抄本	1通について 300円	今までどおり
除籍謄抄本	1通について 500円	

住民票などの証明手数料が、別表のとおり改正されます。

四月一日から

新潟県知事選挙

4月20日が投票日

「政治がわるいと言う前に心をこめてつくことじゃ。きっと良い音がでるよ。」



鎌田 進義

四月二十日は、任期満了による新潟県知事選挙が行われます。明日の県政を託す県民の代表者を選ぶ重要な選挙ですから、有権者一人ひとりが主権者として自覚し、代表者にふさわしい人を選挙することが何よりも大切です。せつかつの権利をムダにすることなく、忘れずに投票しましょう。

※投票できる人
昭和四十一年四月二十一日以前に生まれ、昭和六十年十二月三十日以前から当町に住民登録されている人。

なお、十二月三十一日以降に転入した人は、前の住所地（県内に限る）で投票することになります。

※不在者投票制度
投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、仕事や病気・お産等で当日投票所へ行けない人が、前もって投票することができ、その制度です。

○期間
三月三十一日から四月十九日まで。
(日曜・祭日もできます)

期間中、毎日午前八時三十分から午後五時まで。

○場所
役場

「印鑑」をお持ちください。

※指定病院などでの不在者投票
特別に指定されている病院に入院中の人や、施設に入所している人は、その病院などで投票ができますので、係の人にお尋ねください。

※郵便による不在者投票
重度身体障害者には、自宅で投票できる制度がありますが、郵便投票証明書の交付を受ける必要がありますので、この投票を希望する方は選挙管理委員会へお問い合わせください。

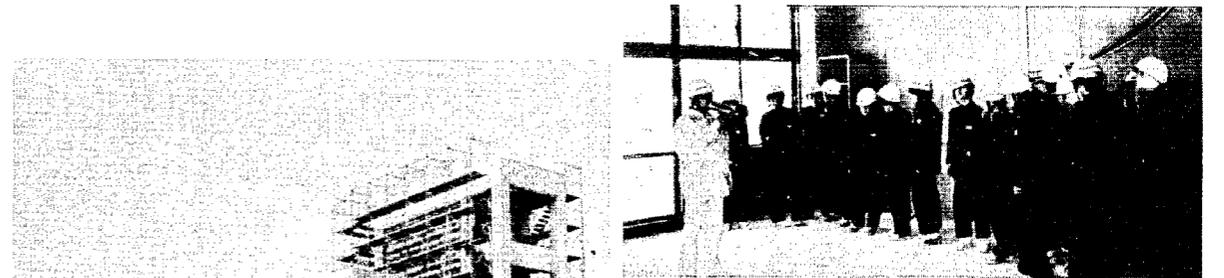
なお、この制度による請求締切りは、四月十六日です。

※字が書けなくても
身体障害などで字を書けない人は、係員が代理で投票する制度もあります。秘密は固く守られますので安心してお申し出ください。

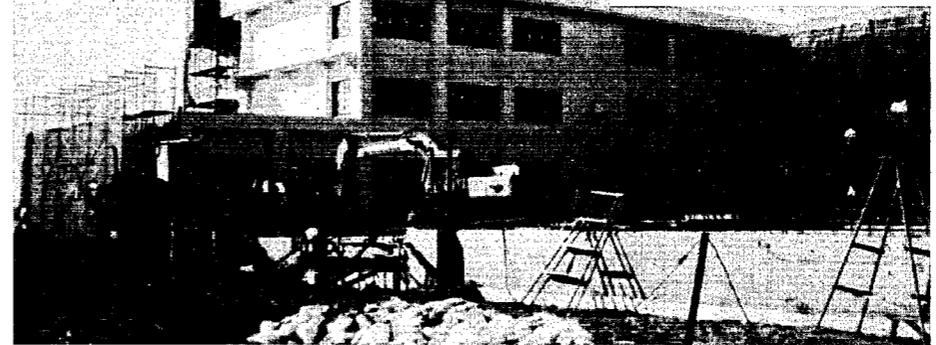
○選挙人名簿の縦覧
今回の選挙で新しく選挙人名簿に登録された人の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧します。

○場所 役場総務課窓口
○期間 三月三十一日から四月二日まで
選挙に関するお問い合わせは町選挙管理委員会 ☎八八―三一一へ

歓声！ 建築中の中学校舎に



熱心に説明を受ける生徒たち



完成間近い普通教室棟

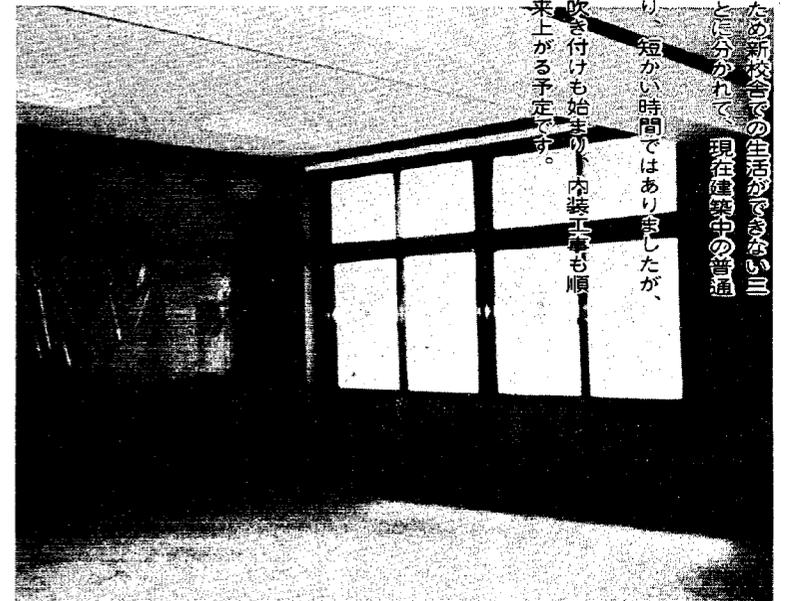
三月七日午前中、この春卒業するための新校舎での生活がまだ三、四年生約百五十人の生徒が、各クラスごとに分かれて、現在建築中の普通教室棟を見学しました。

現場の人の説明のたびに歓声が上がりました。短かい時間ではありましたが、新校舎の雰囲気を楽しんでいました。

現在の工事の進捗よく状況は、外部吹き付けも始まり、内装工事も順調に進み、今月末には普通教室棟が出来上がる予定です。



普通教室棟を見学する生徒たち



ほぼ出来上がった普通教室



転入届

他の市町村から西川町に住所を移されたときは、次の書類を持って転入届の手続きをしてください。

① 前住所地の市町村から交付を受けた転出証明書

② 印鑑(ミトメ)

③ 国民健康保険証(国民健康保険)

転入届

西川町から他の市町村へ住所を移すときは、次の書類を持って、あらかじめ、転出先の住所及び転出予定年月日を夜場へ届け出て、転出証明書の交付を受けてください。

転出届

① 印鑑(ミトメ)

② 国民健康保険証(国民健康保険に加入している方)

③ 国民年金手帳(国民年金に加入している方)

④ 印鑑登録証(印鑑登録している方)

転出届

世帯主が死亡、転出、転居等をしたとき、住所を移動せずに世帯の構成及び世帯主を変更したときは、次の書類を持って世帯変更届の手続きをしてください。

① 印鑑(ミトメ)

② 国民健康保険証(国民健康保険に加入している方)

会社や工場などに勤めたとき

会社や工場などに勤め、社会保険及び厚生年金などに加入したときは、次の書類を持って早めの手続きをしてください。

① 印鑑(ミトメ)

② 社会保険証

③ 国民健康保険証

④ 年金手帳

住所が変わったら 14日以内に手続きを

皆さんからの届け出により、住民基本台帳(住民票)が作成されます。これに基づいて国民健康保険、国民年金、選挙人名簿、衛生業務、税関係、印鑑登録などの各種行政事務の処理を行っています。進学や就職、そして転動などで住所が変わったら十四日以内に手続きをしてください。

転居届

町内で住所を移したときは、次の書類を持って転居届の手続きをしてください。

① 印鑑(ミトメ)

② 国民健康保険証(国民健康保険に加入している方)

③ 国民年金手帳(国民年金に加入している方)

世帯変更届

世帯主が死亡、転出、転居等をしたとき、住所を移動せずに世帯の構成及び世帯主を変更したときは、次の書類を持って世帯変更届の手続きをしてください。

① 印鑑(ミトメ)

② 国民健康保険証(国民健康保険に加入している方)

会社や工場などを やめたとき

会社や工場などをやめ、国民健康保険に加入するときは、次の書類を持って早めの手続きをしてください。

① 印鑑(ミトメ)

② 国民健康保険証(国民健康保険に加入している世帯)

③ 離職証明書(前の勤め先から交付されたもの)

④ 年金手帳



水道本管の掃除をします

水道本管掃除を次の日程で行います。なお、掃除作業中、汚れた水が出たり、水圧が下がったり、場所によっては断水する所もあり、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

水道本管掃除日程表

月 日	掃除 区域	時 間
四月一日(火)	藤見町、本町通り、大正通、朝日町、旗屋、松崎	午後十時～午後二時
四月七日(月)	学校町、鯉全城、新栄町、川崎団地	午後十時～午後二時
四月九日(水)	上組、浦村、大関、升岡、工業団地	午後十時～午後二時
四月十日(木)	川西、堀上、与兵衛野、三角野、貝柄	午前九時～午後四時
四月十四日(月)	六分、見帯、善光寺、桑山、新川	午前九時～午後四時
四月十六日(水)	川崎、横島、下山、西沢上、中島、平野	午前九時～午後四時
四月十八日(金)	押付、矢島、天竺堂、真田	午前九時～午後四時
四月二十一日(月)		

この道が 一方通行になります

四月十日(予定)から県道黒埼-西川線(貝柄地内)が一部共用開始する事に伴い、図面①、②の道路が、矢印の方向への一方通行規制になります。

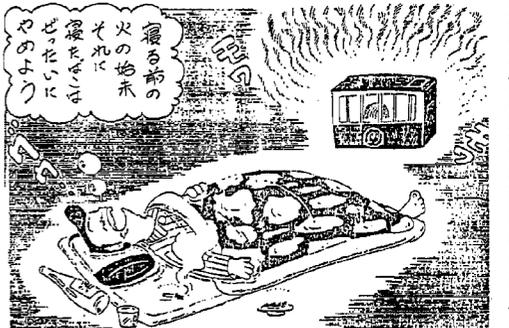
また、一部共用開始されるバイパスは、指定車、許可車以外的大型車は通行できませんので、標識の指示に従って通行してください。



犬の登録と狂犬病予防注射

春の火災予防運動

4月1日～4月7日



怖いのは消したつもりと消えたはず 火の用心 7つのポイント

1. 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
2. 子どもは、マッチやライターで遊ばせない。
3. 風の強いときは、たき火をしない。
4. 天ぷらを揚げる時は、その場を離れない。
5. 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
6. ふろの空だきをしない。
7. ストープには、燃えやすいものを近づけない。

※ 期間中、毎日午後7時に大サイレン吹鳴と警鐘点打を行いますので、ご注意ください。

犬の飼い主は、狂犬病予防法により毎年一回必ず犬の登録と、狂犬病予防注射を行わなければなりません。この「犬の登録と狂犬病予防注射」を次のとおり実施いたします。

なお、昨年から予防注射は年一回



- 貝柄事務所
午前九時三十分から九時五十分まで
 - 旧升湯保育園
午前十時二十分から十時五十分まで
 - 笠郷農協
午前十一時十分から正午まで
 - 西川町役場
午後一時から午後三時まで
- 料金
● 六十一年度登録手数料
二、一〇〇円
- 注射手数料
二、六〇〇円
- その他
● 犬の飼い主が替わった場合又は死亡した場合は、必ず役場へ連絡してください。
- 犬が病気・妊娠などで、当日注射を受けられない場合は、後日必ず獣医師で個別注射を受けてください。
- 注射会場での犬の引き取りは実施しません。
当日は愛犬手帳・印鑑をご持参ください。

児童手当

2人目の子どもから支給

人以上養育していること。なお、前年の収入が一定の額以上の方は児童手当は受けられません。

○支給額
児童手当の額は、二人目の二歳未満(昭和六十一年六月一日現在)の子どものについては月額二、五〇〇円、三人目以降の義務教育終了前の子どものについては月額五、〇〇〇円が支給されます。



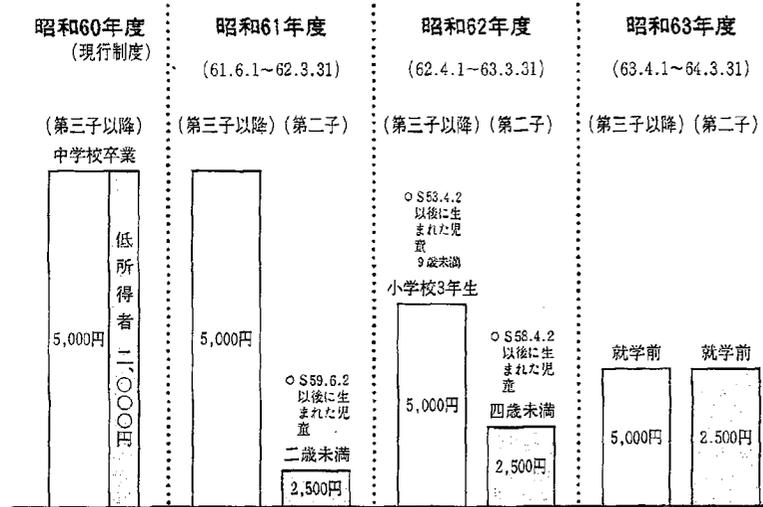
月から制度が完成されます。

新制度の実施方法
◎一年目(昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間)
●第二子分は、昭和六十一年六月一日現在で満二歳未満
●第三子以降分は、義務教育終了前
◎二年目(昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間)
●第二子分は、昭和六十二年四月一日現在で満四歳未満
●第三子以降分は、昭和六十二年四月一日現在で満九歳未満
◎昭和六十三年四月一日からは、第二子以降義務教育就学前の児童が対象になります。

昭和六十一年六月二十五日法律第七十四号で児童手当法の一部改正が行われ、昭和六十一年六月一日から二人目の子どもにも児童手当が支給されることになりました。

児童手当制度のあらまし
(昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日まで)
○受給資格者
昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること、又は義務教育終了前の児童を含む十八歳未満の児童を三

制度改正の段階実施(移行措置)



児童手当とは

児童手当とは、国・県・市と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成・資質の向上を図ることを目的としています。

特例給付とは

特例給付は、児童手当の役割りを補充するものとして、被用者と公務員、日本国有鉄道職員のうち、一定要件に該当する方に事業主の負担により支給されるものです。

児童手当と特例給付の支給その他この制度についての詳しいことは、役場住民課福祉係にお尋ねください。

国民年金保険料

4月から7,100円に



国民年金の定額保険料は、今年の四月から一ヵ月につき七、一〇〇円になります。

これは、昭和五十九年度の物価上昇が三・八%あったことから、新しい年金制度が実施される四月から、年金額と保険料額が引き上げられることによるものです。

年金制度は、給付と保険料のバランスがとれていなければ健全に運営していくことができません。これらのことを理解してもらい、加入者の皆さんの協力をお願いします。

なお、現在任意加入している人で、第三号被保険者の届出をした人は四月からは、保険料を納める必要はありません。

障害福祉年金受給者へ

十二月分・三月分の年金を郵便局から受けたい国民年金証書を役場住民課の窓口へ提出してください。

なお、升満簡易郵便局から受ける人は、そちらの方へ提出してください。

支払日 四月十一日(金)から

サラリーマンの奥さん 国民年金の手続きはお早めに

四月からスタートする国民年金では、厚生年金または共済年金に加入しているサラリーマンに扶養されている奥さんは、第三号被保険者として国民年金に強制加入することになります。

この第三号被保険者は自分で保険料を納めなくても年金を受けることができますが、第三号被保険者であることの確認を受けるための届出をしなければなりません。

特に現在、国民年金に加入している奥さんの届出は三月三十一日までとなっているので、まだ、届出が済んでいない人はお早目に届出してください。なお、詳しいことは、役場住民課国民年金係にお問い合わせください。

第3号被保険者の届出の期間

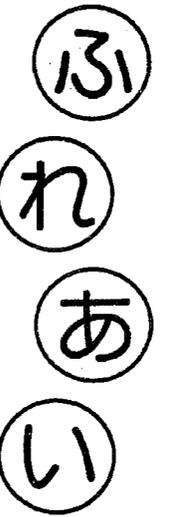
届出期間	届出期間
国民年金に加入中の人の届出期間 3月31日まで	国民年金に加入中の人の届出期間 4月1日～5月1日
国民年金に加入中の人の届出期間 3月31日まで	国民年金に加入中の人の届出期間 4月1日～

農業者年金

経営移譲年金の受給者のみなさん、こんなことに気をつけましょう
農業者年金基金

- 一、経営移譲年金はこんなとき支給停止になります
 - (1) 農地を取得したり、貸付農地等の返還を受けたりして、農業を再開したとき。
 - (2) 後継者が農地等を貸付けして経営移譲した場合は(1)のほか次のときにも支給停止になります。
 - ① 後継者から貸付農地等の返還を受けたとき
 - ② 後継者が貸付農地等の権利を他人に移したり、又貸したとき
- 二、支給停止にならない場合もあります(事前に農業委員会に相談しましょう)。
- 三、支給停止の届出等は早目に行いましょう
農地等を取得して農業を再開したときなど支給停止の理由に該当したときは、その翌月分から

- 四、名義変更は完全にお済みですか
 - (1) 後継者に経営移譲した場合は、次の手続きを必ずとるようになっています。
 - ① 土地改良区、農業共済組合や農協などの組合員の名義を後継者に変更すること
 - ② 米等の生産物の販売、農業用資材の買入れなどを後継者名義ですること
 - ③ 農業所得の申告を後継者名義ですること
 - ④ その他転作奨励金の受取人名義や不動産登録名義(農地等の所有権移転した場合に限り)を後継者に変更すること
 - (2) 第三者に経営移譲した場合、右記の諸名義も当然第三者に移ることになります。
(第三者移譲した方の残存名義は自留地に係るものに限ります。)



善意

おのりがとつていました。このたび、天竺堂の匿名希望の方から、金一〇万円と特殊ベッド一台(マット付き)、車椅子一台を寄付していただきました。ご厚情に對し心からお礼申し上げます。

西川町社会福祉協議会

労働保険料の申告・納付はお済みですか

昭和六十一年度の労働保険料の申告と納付の受付が、四月一日から五月十五日まで行われます。まだ手続きが終わっていない事業主の方は、早目に済ませてください。詳しくは、新潟県雇用保険課、新潟労働基準局、労働基準監督署へお問い合わせください。

検察審査会

そのしくみやとはたらき。交通事故、詐欺、おどしなど、犯罪の被害にあつて警察・検察庁に告訴したが、その事件を裁判にかけてくれないので納得できない。このような不満のある方のために検察審査会があります。検察審査会は、検察官が起訴しなかつたこと(不起訴処分)が正しいかどうかを審査する国の機関です。

検察官の不起訴処分に不満のある方は、左記の検察審査会事務局に相談したり審査の申し立てをすることが出来ます。申し立てについての費用は一切無料であり、また秘密も固く守られますからご安心ください。新潟検察審査会事務局 新潟市学校町通一番町一番地 (新潟地方裁判所内) ☎〇二五二(二)四一三二番

石油燃焼機器

技術講習会

講習の対象者 石油燃焼機器の設置及び点検・整備(販売)業務に従事する方 開催日時・場所 四月十二日(土) 四月十四日(月) 九時~十七時 新潟市消防局・講堂 四月十六日(水) 四月十八日(金) 九時~十七時 三条市消防本部・講堂 ※締切りは講習期日の約十日前 ※その他の詳細については消防署(☎八八二三四九番)にご連絡ください。

スパイクタイヤの早期交換を

県では、スパイクタイヤの使用によつて生ずる道路の被害や粉じんの発生による健康への影響を軽減するために「スパイクタイヤ不使用」の周知徹底に努めています。ドライバーの皆さん、四月一日からはスパイクタイヤ不使用期間です。早期交換にご協力をお願いします。

高砂学級生 小学生へ 縄ない指導



熱心に進められた縄ない指導

去る三月四日、西川町高砂学級では高年齢者人材活用事業の一環として、鑑郷小学校の要請を受け、五年生五十一人に「縄ない指導」を実施しました。

午後一時四十五分から、三階のゴザをしいた特別室で、五年生全員と対面し、森下校長が「ワラで作ったカゴやワラジは昔はみんな日用品でした。お年寄りにはいい知恵を持っているので、みんなて学びとりましょう」とあいさつ。高砂学級代表として、平野の石黒太作さんが持つて来たワラを手作業手順を説明しました。

その後五年生は、班ごとに分かれて作業開始。ワラを縄に!!

学級生は簡単に縄を作りあげますが、初体験の子どもたちは手のひらの中で、なうことがなかなかできず四苦八苦。「手のひらにつばをつけて、もつと力を入れて……」などと注意されながら、やく二時間、縄づくり作業に汗を流しました。五年生五十一人、ほとんど全員が縄ないの技術を身につけ、縄飛びのできる長さまで作っていた子どももおり、めざましい進歩でした。

最後に児童代表二人と森下校長のお礼のことがあり、四時近く鑑郷小学校を後にしました。

しつけは ふだんから

叱られたらそれが自殺の引き金になつてしまつたり、いけないといわれて欲求が阻止されたら、それが原因のように死を選んでしまふ子もいますが、それは単にきつかけであつて、実は自殺の準備状態といわれる状態がそれ以前にできあがつていることが問題なのです。ふだんから心の状態が死へと向かつていけば、ほんのちよつとしたきつかけで死を選んでしまいます。このふだんからの強い心の状態をつくりあげているのがしつけなのです。誤った教育をするなどというのもふだんのしつけの一端です。しつけとは、わが子が生きていく知恵を豊かに身につけていくために、親が心を砕いて毎日すこしずつ、つみ重ねていくものです。親の都合のよいようなおとなしい子どもをつくるためではありません。

(西川町青少年育成町民会議)

親とする2~3歳児の体力づくり (公園で)

幼児期にはどうしても外での遊びが欠かせません。大きな動きや速い動作は室内では難しいので、公園でできる運動遊びからバランス感覚やダイナミックな動きを養うことが必要です。



☆プラネタリウムのお知らせ☆

○とき 4月10日(木) 午後7時30分から
○ところ 福祉会館(児童室)
○放映内容 ☆北斗七星のはなし ☆3月の夜空 ☆ハレー彗星を追って ハレー彗星トピックス 午後9時ころになると、頭上あたりにしし座が見えます。その西よりは小犬座やふたご座などが見つかります。 夜も少しは暖かくなりましたので、プラネタリウムで星の勉強をして実際の夜空で確かめてみてください。

幼い日、春の野で、タンポポの花を摘んで遊んだり、白い綿毛を吹いてうらないをした思い出をお持ちの方も多いことでしょう。タンポポは大きく分けると昔からあつた在来種と、明治時代に牧草と共に渡来し、北海道から広がったと言われるセイヨウタンポポとがあります。あなたが子どもの時に遊んだタンポポはどちらだったのでしょうか。環境庁がさきごろ発表した『緑の国勢調査』(自然環境保全基礎調査)の結果によると、現在は、セイヨウタンポポのほうが多く、分布も沖縄まで広がっていることがわかりました。この調査は、全国を一キロ四方の網目(メッシュ)に分けてボランティアの人たちがその網目の中で、調査対象の生物を見たかどうかを報告してその結果をまとめたものです。調査メッシュ九万六千二百六のうち、在来タンポポが見られたのは、三万八千三百

歳時記

タンポポ

八十九、セイヨウタンポポは四万六千二百七十九でした。百年ほどの間にセイヨウタンポポがこんなに増えたのは、セイヨウタンポポの種子が軽く、しかも単為生殖(オシベとメシベのない生殖)なので、遠くまで一人旅をして繁殖できるためだそうです。見分け方というと、在来タンポポは、花をさかえている総苞片(ガクの部分)が上をむいているのに対し、セイヨウタンポポは下にそりかえっています。 さて、春といえばタンポポと同時に春の小川の歌を連想します。四月は「河川美化月間」です。川をよこさないようにするだけでなく、地域で行われる河川の清掃などに協力しましょう。



広報にしかわ

3・4月の衛生行事

月日(曜)	種 目	対 象	場 所	時 間	備 考
3月29日(土)	健康なんでも相談	○乳児、幼児の育児栄養相談 ○成人、婦人の健康づくり相談 ○お年寄りの健康相談 ○家庭看護のしかた相談	役 場 相 談 室	午前9:00~ 12:00	電話相談にも応じています。
4月4日(金)	ポリオ生ワクチン 投与	○S60年1月1日生まれ~ S60年12月31日生まれ ○前回未受診者	福祉会館	受付午後 1:00~2:10	問診票 } 持参 母子手帳 }
4月5日(土)	健康なんでも相談	○乳児、幼児の育児栄養相談 ○成人、婦人の健康づくり相談 ○お年寄りの健康相談 ○家庭看護のしかた相談	役 場 相 談 室	午前9:00~ 12:00	電話相談にも応じています。
4月8日(火)	三種混合予防接種 第1期(2回目)	○S58年7月1日生まれ~ S59年6月30日生まれ ○前回未受診者	福祉会館	受付午後 1:00~2:10	問診票 } 持参 母子手帳 }
4月12日(土)	健康なんでも相談	○乳児、幼児の育児栄養相談 ○成人、婦人の健康づくり相談 ○お年寄りの健康相談 ○家庭看護のしかた相談	役 場 相 談 室	午前9:00~ 12:00	電話相談にも応じています。

三月十日号の
訂正とおわび

曾根天満宮梅花祭に献詠の記事
中、見帯の近藤フミさんの和歌で
「社会も変らず」とありましたが、
「社今も変らず」の誤りでしたので、
訂正しておわびします。



青少年健全育成スローガン

今の我慢

あとのしあわせ

西川町青少年問題協議会

氏名	生年月日	保護者	部落町内
遠藤 郁実	5/15	由幸	旗屋
椎谷 浩充	6/10	秀一	浦村
大島 淳	6/20	利茂	川崎
畑野 真理	6/22	弘	新栄町
小川 陽	6/28	謙	水道町
小林 美和	6/28	成行	新栄町
小甲 桃子	6/28	尚人	六分
渡辺里江子	6/28	千秋	三ツ屋



おめでた

外 科	3・4月の休日診療医	内 科
3/30(日) 分水町 本間 医院 ☎98-2350	3・4月の休日診療医	3/30(日) 西川町 和田医院 ☎88-2134
4/6(日) 吉田町 県立吉田病院 ☎92-5111		4/6(日) 西川町 吉田医院 ☎88-6650
4/13(日) 巻 町 竹前医院 ☎73-2809		4/13(日) 西川町 遠藤医院 ☎88-2204

※診療時間は午後6時まで

氏名	年齢	世帯主	部落町内
小出 マス	83歳	哲也	西次上
渡邊 キク	74歳	伊三郎	善光寺
渡辺里江子	0歳	千秋	三ツ屋



おんがみ

赤川 稻美	赤川久一郎	善光寺	善光寺
椎谷 武春	椎谷昇	浦村	浦村
(吉川)磨美子	杉村久衛	旗屋	旗屋
杉村 佳正	小林金一	押付	押付
(小林)千明	山岸 太	新栄町	新栄町
山岸 太	福井喜信	与兵衛野	与兵衛野
(野崎)紀代子	渡邊重信	見帯	見帯
福井 喜信	渡邊重信	見帯	見帯
渡邊 重信	渡邊重信	見帯	見帯



おんがみ